

○農林水産省令第二十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

農林水産大臣 小泉進次郎

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第1 (第2条、第4条及び第5条関係)				別表第1 (第2条、第4条及び第5条関係)			
動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間	動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後3月を超えるものを除く。） 豚 すずき目魚類 にしん目魚類 (淡水中で養殖されているもの) うなぎ目魚類	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 (略) (略) (略) (略)	食用に供するためと殺す前 <u>20日間</u>	フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤 豚 すずき目魚類 にしん目魚類 (淡水中で養殖されているもの) うなぎ目魚類	牛（生後3月を超えるものを除く。） 豚 すずき目魚類 にしん目魚類 (淡水中で養殖されているもの) うなぎ目魚類	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 (略) (略) (略) (略)	食用に供するためと殺す前 <u>4日間</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～20 (略)

注 1～20 (略)

附
則

この省令は、公布の日から施行する。